



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と茨戸川緑地・あいの里パートナーズ（以下「乙」という。）において令和5年3月24日付けで締結した茨戸川緑地に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 パークゴルフ場（無料）及び市民植樹エリアの管理費について、甲における指定管理費の算定において計上されておらず、管理費用の額が著しく不相当となり、是正する必要があるため、原協定書第18条第4項の規定に基づき、管理費用の補填分として「1,904,000円」を増額させることとし、改定協定を行った原協定書第18条第1項中「金134,754,000円」を「金136,658,000円」に改める。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1回目	7月	9,875千円	9,875千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
2回目	10月	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
3回目	1月	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
4回目	4月	2,657千円	2,657千円	2,657千円	2,657千円	2,657千円
合計	—	28,474千円	28,474千円	26,570千円	26,570千円	26,570千円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和6年5月13日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市厚別区厚別南3丁目2番25号

茨戸川緑地・あいの里パートナーズ

代表者 株式会社四宮造園

代表取締役 四宮

